

◆◆◆ 気象業務法の一部を改正する法律案について

気象庁は、10月11日（木）、近年の気象業務に関する技術の進展および観測体制の充実に対応し、地震および噴火による被害の軽減を図るため、断層運動により発生した地震動および火山現象についての予報および警報を行うことを気象庁に義務付けること等を内容とする気象業務法の一部を改正する法律案を検討中である旨、公表しました。

改正の概要は、以下のとおりです。

- 1 気象庁による地震および火山現象の予報および警報の実施
(気象庁は、震源付近の初期微動および火山の活動状況に関する観測成果に基づき、発生した断層運動による地震動および火山現象についての一般の利用に適合する予報および警報をしなければならない)
- 2 気象庁以外の者に対する地震または火山現象の予報の業務の許可
(気象庁以外の者が地震動または火山現象の予報の業務を行う場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない)
- 3 気象庁以外の者による地震および火山現象の警報の制限
(気象庁以外の者は、地震動および火山現象の警報をしてはならない)
- 4 その他所要の措置を講ずることとする。

この改正法律案は、地震や火山現象による災害の発生に先立っての適切な防災行動を可能とし、被害の軽減効果を期待したものです。

詳細は、気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp>) 上の報道発表資料をご覧ください。
(http://www.jma.go.jp/jma/press/0710/11b/071011_houritsuan.html)